

### 県弁護士会の「非行」懲戒処分

## 日弁連「誤り」と取り消し

### 生田弁護士の異議認める

県弁護士会所属の生田 同会は、生田弁護士が 生田弁護士は日弁連に異 議を述べた。生田弁護士は、昨年10月、同会から業務停止3カ月の懲戒処分を受けた。途中で放棄するなどとしたとして、計3件の行為について「品位を失うべき非行」と判断し、懲戒処分を議決。これに対し、生田弁護士は昨年10月中旬から約1カ月間、業務停止したが、同11月中旬に日弁連が審査の間は 生田弁護士は「誤った処分で大変な被害を受けた。県弁護士会には損害賠償を求め、名譽を回復したい」と話している。

【三上健太郎】

## 生田弁護士への懲戒処分 日弁連が取り消し

県弁護士会（柳瀬治夫 会長）所属の生田雄彦 弁護士（66）が同会から業務停止3カ月の懲戒処分を受け、日本弁護士連合会に対して処分の取り消しを求めている問題で、日弁連は6日、問題で「認定と判断は誤りである」として県弁護士会による生田弁護士への懲戒処分を取り消

処分を申し渡した。これに対し、処分取り消しを求められていた日弁連は、依頼人が「責任を主張した」として、これを裏付ける関係者の供述などがあつたことを挙げ、「提訴してその訴訟を遂行することは違法と判断しない」と判断。また、告発について報復行為としてみるには「早計」といふべきだ」と指摘した。生田弁護士は「誤った処分によって多くの依頼者に迷惑をかけた。大変な被害を受けた。県弁護士会には損害賠償を求めたい」と話している。